

令和5年第4回竜王町議会定例会（第2号）

令和5年12月7日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議第 104号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議第 75号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議第 76号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議第 77号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第 78号 | 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 6 | 議第 79号 | 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議第 80号 | 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議第 81号 | 令和5年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議第 82号 | 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議第 83号 | 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議第 84号 | 令和5年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議第 85号 | 令和4年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議第 86号 | 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議第 87号 | 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議第 88号 | 令和4年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議第 89号 | 令和4年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議第 90号 | 令和4年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 議第 91号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて |

日程第19	議第 92号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第20	議第 93号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第21	議第 94号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第22	議第 95号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第23	議第 96号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第24	議第 97号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第25	議第 98号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第26	議第 99号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第27	議第100号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第28	議第101号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第29	議第102号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第30	議第103号	町道路線の変更について
日程第31	意見書第1号	マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底 とマイナンバー保険証の見直しを求める意見書

2 会議に出席した議員（12名）

1番	中村 匡 希	2番	三宅 政 仁
3番	若井 政 彦	4番	大橋 裕 子
5番	鎌田 勝 治	6番	橋 せつ子
7番	澤田 満 夫	8番	磯部 俊 男
9番	内山 英 作	10番	森島 芳 男
11番	山田 義 明	12番	小西 久 次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
代表監査委員	松浦 博	監査委員	内山 英作
副町長	杼木 栄司	総務主監	関司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	井口 清幸
会計管理者	寺本 育美	総務課長	寺嶋 要
未来創造課長	谷 大太	中心核整備課長	森 徳男
税務課長	中島 孝之	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	臼井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長	西村 忠晃	自立支援課長	野村 博嗣
農業振興課長	富家 和典	商工観光課長	岩田 宏之
建設計画課長	市岡 忠司	上下水道課長	森岡 道友
教育次長兼	知禿 雅仁	教育総務課長	町田 啓司
生涯学習課長			
学校教育課長	安食 敬		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書	記 井村奈緒美
--------	-------	---	---------

開議 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回竜王町議
会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第 104号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

○議長（小西久次） 日程第1 議第104号、竜王町国民健康保険税条例の一部  
を改正する条例を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第104号について、提案理  
由を申し上げます。

議第104号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては  
は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一  
部を改正する法律が公布され、子ども・子育て支援の拡充を目的として、産前産  
後期間における国民健康保険税が免除されることとなったことから、条例の一部  
を改正するものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきま  
すようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 提案理由の説明が終わりました。

日程第1 議第104号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第104号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第1 議第104号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第75号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小西久次） 日程第2 議第75号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第2 議第75号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第2 議第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議第76号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（小西久次） 日程第3 議第76号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

6番、橘せつ子議員。

**○6番（橘せつ子）** 議第76号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

令和5年8月の人事院勧告を受け、10月の閣議決定、滋賀県知事の通知を踏まえ、今回の改正で町長、副町長、教育長、町会議員の期末手当を0.1か月引き上げるとされています。

しかし、今、物価高騰で町民の中でも生活が大変な状況です。労働者の賃金も上がらず、社会保険などの税の負担は大きく、実質賃金は18か月連続で下がり続けていますし、中小零細事業者や農家もまだまだ経営が厳しい状況です。先日も、人事院勧告で大臣の期末手当を上げるというニュースに、国民の生活は考えられているのかと怒りの声が出されていましたが、町民としても同様の気持ちになるのではないかと思います。今回の人事院勧告では、公務員の一般職給与はわずかの引上げですし、とても不十分と思います。政治の責任で公務員をはじめ、民間労働者の処遇改善と大幅な賃金の引上げが求められます。

町職員の給与は労働に対する対価、生計費と考えられますが、特別職の給与または報酬は、その職務の特殊性から、その職務に対する一切の給付を含めた対価とされており、生計費とは捉えにくいと考えられます。よって、町職員の給与を引き上げることと同様に特別職の給与、報酬の引上げをする理由にはならないように思います。町長選、町議会議員選挙、それぞれの選挙時に示された報酬でいいのではないかと申し上げ、反対討論といたします。

**○議長（小西久次）** ほかに討論はありませんか。

10番、森島芳男議員。

**○10番（森島芳男）** 議第76号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

人事院における給与勧告制度の基本的な考え方は、地方公務員の規定に基づき社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置を講じなければならないとされています。民間企業と異なり、市場の抑制力が存在しないこと等から、時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠するこ

とが最も合理的であると考えられています。

このことから、特別職の給与等についても、一般職の職員の給与の趣旨に沿って取り扱うものとされており、公務員全体の給与体系を維持する観点からも必要なことだと考えます。

以上のことから、議第76号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

○議長（小西久次） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第3 議第76号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立多数であります。よって、日程第3 議第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議第 77号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（小西久次） 日程第4 議第77号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第4 議第77号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第4 議第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第78号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号）**

○議長（小西久次） 日程第5 議第78号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、日程第5 議第78号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第79号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（小西久次） 日程第6 議第79号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第6 議第79号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第6 議第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 80号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）**

○議長（小西久次） 日程第7 議第80号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第7 議第80号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第7 議第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第 81号 令和5年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小西久次） 日程第8 議第81号、令和5年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第8 議第81号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第8 議第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議第82号 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（小西久次） 日程第9 議第82号、令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第9 議第82号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第9 議第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第83号 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（小西久次） 日程第10 議第83号、令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
日程第10 議第83号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め
ます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第10 議第83号は原
案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第84号 令和5年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（小西久次） 日程第11 議第84号、令和5年度竜王町下水道事業会計  
補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第11 議第84号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第11 議第84号は原  
案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 1 2 議第 8 5 号 令和 4 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議第 8 6 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議第 8 7 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議第 8 8 号 令和 4 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議第 8 9 号 令和 4 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議第 9 0 号 令和 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小西久次） 日程第 1 2 議第 8 5 号、令和 4 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 7 議第 9 0 号、令和 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 議案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第 1 2 議第 8 5 号から日程第 1 7 議第 9 0 号までの 6 議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、日程第 1 2 議第 8 5 号から日程第 1 7 議第 9 0 号までの 6 議案を予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 1 8 議第 9 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 1 9 議第 9 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 2 0 議第 9 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 2 1 議第 9 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 2 2 議第 9 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

- 日程第 23 議第 96号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第 24 議第 97号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第 25 議第 98号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第 26 議第 99号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第 27 議第 100号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第 28 議第 101号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第 29 議第 102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

○議長（小西久次） 日程第 18 議第 91号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてから日程第 29 議第 102号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてまでの 12 議案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、中村匡希議員。

○1 番（中村匡希） 日程第 28 議第 101号、指定管理者の指定につき議決を求めることについての議案に、質疑を行います。

本議案は、令和 6 年からの 3 年間、竜王町地域振興事業団を町総合運動公園の指定管理者とする議案です。地域振興事業団との指定管理を更新するに当たり、現状の施設運営において行われているキャンセル料の徴収について、質疑をします。

竜王町都市公園条例第 11 条では、使用料は前納しなければならないと規定されています。これは、前納した使用料については自己の責任に帰することができる場合を除いて返金をしないというルールです。

竜王町地域振興事業団のホームページにはこういった記載があります。「スポーツセンターの各施設については、電話で予約することができます。ただし、予約後のキャンセル及び日時の変更は、キャンセル料（施設利用料全額）が発生しますので御注意願います」とありました。さらに注意書きとして、「予約後の利用の取消し（キャンセル及び利用日の変更）は一切認められません。キャンセル時及び利用変更日の利用料は返金できませんので、御了承ください」と念を押してあります。

なお、都市公園条例では、利用料とは別にキャンセル料が必要という規定は存在しておりません。よって、竜王町地域振興事業団では条例上の根拠がない料金徴収を利用者から行っていると言えます。

このことについて、次の 3 点について質問をいたします。

1つ、執行部として、竜王町地域振興事業団がキャンセル料を設定しているという事実を知っていましたか。

2つ、キャンセル料を徴収することの条例上の適法性についての御見解をお伺いします。

3つ、指定管理者制度とは、行政が第三者の機関に業務を委託することでより柔軟な運用を行い、利用者の便益に沿った施設運営を実現する制度です。行政ではできないような、かゆい所に手が届くための制度です。指定管理者が柔軟な運用を行うべきことにどのような意見を持っており今後、指導を行うつもりなのか、御意見をお伺いします。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村匡希議員の御質問にお答えいたします。

3点御質問いただきまして、まず、1点目と2点目についてでございます。

キャンセル料の設定についてですが、竜王町の地域振興事業団のホームページのほうを確認もさせていただいておりまして、表記として「キャンセル料」というのが出てきます。まず、キャンセル料というものにつきましては、設定はさせていただいていないということになります。具体的には、総合運動公園につきましては、使用申込みをいただきましたら使用料が発生しまして、原則前納ということで使用していただく前にお支払いいただくということになっております。竜王町の都市公園条例におきましては、納付された使用料は原則還付しないということになっておりまして、施設の申込み、使用許可降につきましては、使用者の都合による変更や取消しというのはいできないということになっております。

ですので、総合運動公園におきましては、一旦、お申込みをいただきますと、使用者の自己都合によって取消しということではできませんので、キャンセル料というのは条例上、発生しないということになります。ただ、一たび使用許可を受けていただきますと使用料は発生しますので、逆に自己都合によって使用いただけないという場合につきましても、御本人さんのほうからキャンセルしたいと言われる場合でも、料金はお支払いいただかなければならないということになってございます。

指定管理者のほうのホームページにおきましては、キャンセル料が発生しますので御注意願いますというような表記がございますが、これは、趣旨としましては、自己都合によってキャンセルの申出をされても、使用料のお支払いは必要となりますので御注意くださいという、要はキャンセル前提の場所取りのような予

約はできませんので御注意くださいという、御遠慮いただきたいというような趣旨で掲載されたものと認識はしておりますが、これは実際の取扱いとは異なる表現となっておりますので、この辺につきましては、本当に申し訳ございません、正確な表現に修正するよう、しっかりと指導なりの対応をさせていただきたいということで考えております。どうぞよろしく願いいたします。

3点目につきまして、指定管理者に対してどのように考えるのかというところですけれども、今般、公園キャンセル料の件につきましては、特に料金徴収を通した一つの住民サービスということでもあると考えますので、住民サービス、また公園管理とのバランスも見ながら、よりベターな、利用者の方に御利用いただきやすい施設であるべきというふうには考えております。

先ほどおっしゃっていただきました指定管理者制度というものは、一定の柔軟性のあるサービスができるというメリット、また、行政面でのコンプライアンスというものも重要になると考えますので、その辺りを持ち合わせながら、町のほうとしましては、より襟を正した関係性といいますか、そういった形で指定管理者のほうに対しましては適切な指導といいますか、助言のほうも行っていきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、中村議員への御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** ただいまの質問に対して、私のほうからも補足をさせていただきたいと思えます。

市岡課長から丁寧に説明があったと思うんですが、キャンセル料を徴収することの条例上の適法性については、説明の中でもありましたように、条例に基づいて徴収をしているということで、御質問の趣旨は分かりますが、現時点では違法ではないと考えております。

それと、3点目の指定管理者制度についての考え方でございますが、まず、立場上ちょっと変わりますが、私は地域振興事業団の理事長ということで、預からしてもらっている立場から言いますと、公益財団法人という立場からは、まずコンプライアンス、そして利用者目線、こういったことを一番大事にしなければならぬかなということで指導もしておりますし、併せまして、やはり経営事業体として経営戦略、経営感覚をもつてもやらなければならないということを常々考えておりますし、今回また改めて指定管理を受けるということになれば、そういったことをしっかりと進めさせていただきたいと思えます。

申しましたように、やはり料金のことについては、事業団現職員も現行の条例等に沿って厳正にと言うか、徴収をさせていただいておるところでございますので、料金についての運用というのはなかなか難しいところがございます。ということから、今度は立場変わりました、公の施設の管理者としての行政としては、やはりそういったことについてもしっかり条例なり規則の中で、いろんな状況を把握しながら進めなければならぬかなと思っております。

今おっしゃったように、ドラゴンハットでたくさんの大きなイベントで、3日ほど借りていただいたら100万円や200万円入ってくるという話と、本当に利用者目線で、テニスコートを使われたい、弓道場を使われたいという方で、少し早めの予約をされて、やはりいろんな事情で変更されるということについては、ぎりぎりは皆さん困りますけど、やっぱり一定の期間があったら早めに変更して次の方に利用いただくと、ここがやっぱりルール化されていないので、現場のほうも戸惑っていると思いますので、これは逆に言うたら行政側の仕事かなと思っておりますので、しっかり他の事例も含めて、また指定管理施設以外のいわゆるいろんな施設も、御利用いただく公共施設で利用料金を徴収する施設もございますので、そこも十分把握しながら、やはり今現在そういったいろんなバランスの良い利用料金の徴収なりシステムについて、十分検討させていただきたいと思っております。今しばらく時間をいただきたいと思っております。そんな時間のかかる話ではないので、しっかりと対応させていただきますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○1番（中村匡希）** 今お答えをいただいたことを整理すると、「キャンセル料」という言い方は良くないということですね。こういう言い方をしてはいけないということですが、料金徴収の中で前納したものを自己都合でキャンセルといっても返さない、私もこれは当然のことだと思います。仮押さえして料金を払って、でも自己都合でやっぱりキャンセルしたいということに対して「キャンセル料」という趣旨のものを取るというのは、私は必要なことだと思うんです。

しかしながら、再三申し上げているように、100%全て返さないとか、日付の変更すらできないということはやはり柔軟性に欠けるし、そこについてきちんと御検討していただきたいと思っております。

私が聞いている話ですと、総合運動公園のスポーツの中のある施設を、間違った日付で申請書を書いて予約してしまったと。事前に利用日の前に誤りに気づい

て、この日付を変更してもらえないやろうかと、間違えて書いてしまったということを出しているけど、これはルールなので変えられないということ言われたそうなんです。一体そこにどんなルールがあるんだということなんです。

ですから、私は最初に聞いたとおり、執行部としてちゃんとこういうキャンセル料のことを知っていたのかどうかということは非常に重要なことで、地域振興事業団に指定管理で一定任せている面はあるけれども、やっぱり役場が実態を全然把握していないというのは問題なんじゃないのかということ、私は申し上げたいんです。

本来、指定管理というのは、全部業務を任せて役場の業務負担を減らすという、そのためのシステムですわね。だけど、その施設運用というのがルールに本当に適しているものであるのかというのが、先日から議論で私は非常に疑問に思うところあります。ですから、先ほど副町長のほうからは、少し時間が欲しいということだったんですけども、ルールを再検討したいということと指導したいということなんです、どのようなスパンでこれをやっていくのか、非常に私は重要なことだと考えています。

今回の指定管理期間というのは3年間ですよ。私からしたら、あと3年も任せるのかという思いの方が強いんですよ。それに対して本当にどのぐらいのスピード感を持ってこの結論を出したいと考えているのか、それについては一定お答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

調査検討については、もう早急にさせていただく予定をさせていただきます。なお、条例提案で条例の変更になりますので、議会等もごさいますので、また議員の皆さんとも相談しながら、私としては限りなく早くさせていただく思いをしております。

ただ、私としては「キャンセル料」というより、キャンセルがあった場合お返しをしないというのは十分認識しております、なかなか1年間の予約の中で、ある意味条例上、利用者にとっては厳しいかなというのは思わせてもろてるころはありましたが、今現在の条例を遵守するということで判断をさせてもらっていたんですけど、おっしゃるように町民の利用の方で特別な事情でということでの柔軟性については、事業団の中でもしっかり指導したいし、事業団が動きやすいように行政として指導してあげないといけないかなと思っておりますので、そ

ういう気持ちで臨みますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西久次） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第18 議第91号から日程第29 議第102号までの12議案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、日程第18 議第91号から日程第29 議第102号までの12議案を総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議第103号 町道路線の変更について

○議長（小西久次） 日程第30 議第103号、町道路線の変更についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第30 議第103号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第30 議第103号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第31 意見書第1号 マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底

## とマイナンバー保険証の見直しを求める意見書

○議長（小西久次） 日程第31 意見書第1号、マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底とマイナンバー保険証の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

7番、澤田満夫議員。

○7番（澤田満夫） 意見書第1号、マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底とマイナンバー保険証の見直しを求める意見書。

令和5年12月7日提出

提出者 竜王町議会議員 澤田満夫

賛成者 竜王町議会議員 鎌田勝治

賛成者 竜王町議会議員 磯部俊男

賛成者 竜王町議会議員 森島芳男

賛成者 竜王町議会議員 山田義明

マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底とマイナンバー保険証の見直しを求める意見書の提出理由を申し上げます。

昨今、トラブルが相次ぐマイナンバーカードシステムをめぐるのは、別人の住民票の交付、また、マイナンバー保険証に他人の情報がひもづけされるなどの事例が相次いで報道され、国民の間には大きな不安が広がっています。

政府は、デジタル庁など関係省庁でつくるマイナンバー情報総点検本部を設置し、データやシステムの総点検、新たなミスを防ぐ仕組みづくりなどに取り組まれています。

本町においては、現在のところ、トラブルはないことを確認していますが、全国で起きているトラブルの原因は、一部の業者のシステムのトラブルやマイナンバー保険証等の別人のひもづけについては入力ミス等があった状況でありました。

これらのことを踏まえ、今後、国民の不安を払拭するためには、セキュリティ管理をさらに徹底するなどの対策を実施し、全国民がカードシステムを安心して利用できるような取組がさらに必要であることを考え、政府に対しこの意見書を提出するものです。

提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣宛てでございます。

議員皆様の御賛同を賜りますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西久次） 以上で提出理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第3 1 意見書第1号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立多数であります。よって、日程第3 1 意見書第1号は原案のとおり提出することに決定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時44分